

新型コロナウイルスの感染拡大は北海道で第二波が到来し、東京都に次ぐ死者をだし、札幌市では一〇万人あたりの感染源が不明な市中感染者数は東京都を越えており（五月一四日現在）、依然として厳しい状況が続いている。

道は、四月二〇日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型インフル特措法）に基づく休業を全道に要請。ナイトクラブや漫画喫茶、パチンコ店、スポーツクラブなど感染リスクの高い施設には同法に基づき休業を要請し、法令に基づかない施設（小規模の商業施設、大学、美術館など）にも休業の協力を要請し、飲食店に対しては午後七時以降の酒類提供自粛を求めた。

休業要請は当初五月六日までとされていたが、五月一五日まで延長、さらに札幌市を含む石狩振興局管内では五月末をめどに再度延長され、それ以外の地区では飲食店への酒類提供自粛などの法令外の要請は緩和された。約四〇日にも及ぶ要請期間や期間以前からすでに自主休業している店舗も多い。売り上げ減はもとより、従業員の解雇、廃業など想像を超えた影響が出ている。

◇ ◇
困窮する事業者や個人に対して、国が打ち出したのは、最大二〇〇万円の持続化給付金、個人への一律一〇万円給付金を中心

請 要 休 業 無 償 補 償

とする各一回きりの現金給付、雇用調整助成金の拡充のほか、無利子の融資という借金だ。道は休業要請に応じた事業者に「支援金」と称した最大三〇万円（五月一六日以降一〇万円追加予定）を支払うほかは、中小企業への無利子融資が中心となる。

◇ ◇
これらは、休業補償ではない。国は新型インフル特措法に休業規定がないこともあり、休業補償に後ろ向きだ。さらに、日本の対策は必要以上に私権を制限しない形を取り、休業は強制力がなく罰則もない。あくまで要請に自主的に応じるという位置づけをとる。だが、多くの店舗が休業している状況から見取れるように、実質的には強制に近い。

◇ ◇
憲法二九条は公共の福祉のために私有財産を用いる条件として「正当な補償」を挙げている。私有財産を休業という形で、感染防止という公共の福祉のために実施したのだから補償はしかるべきだ。だが、国は「強制か自主的か」の曖昧さのなかで補償の責任を逃れ続けている。

◇ ◇
「強制か自主的か」の象徴が、ニュースやワイドショーを通してお茶の間を苛立たせているパチンコ店の営業だろう。道は五月一〇日に、新型インフル特措法に基づき、要請に応じず営業したパチンコ店六店の店

名公表に踏み切った。ワイドショーではパチンコ店を利用する人のインタビュを流し、コメンテーターが眉をしかめた。パチンコ店のみが店名公表の対象になり「自粛」に応じない身勝手」の象徴になっていることを経営者らは「なぜパチンコ店だけ」「つるし上げだ」と漏らす。

◇ ◇
世間ではパチンコ店や営業を続ける飲食店にもパッシングを行う「自粛警察」なる行為が横行する。法的義務のない休業を促進しているのは善意による協力と、国民の同調圧力だ。一部では、罰則規定の必要性に言及する知事もいる。補償のない要請に罰則が伴うのでは事業者の苦境はますます深まる。

◇ ◇
鈴木直道知事は「休業補償は国が行うべき。道の支援金は休業補償ではなく、とても見合う額ではない」と繰り返し主張する。道財政も、政府からの臨時交付金でも支援金さえまかなえず、財政調整基金の切り崩しが始まった。自治体の対応も限界にきている。補償のない自粛を国民に強要する曖昧なやり方を、丁寧な説明による国民の理解の下ではなく、世間の同調圧力を利用して通そうとしている。補償と説明、どちらの責任からも逃れ続ける政府の姿勢に不信感が募るばかりだ。

◇ ◇
△限▽